

## 第74期 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2021年6月22日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

開催  
場所

滋賀県彦根市宮田町591番地1  
当社 本店 ビッグウイングホール

インターネットおよび書面による議決権行使期限  
2021年6月21日(月曜日)午後5時まで

## フジテック株式会社

証券コード:6406

### 新型コロナウイルスによる感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、インターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。  
また、昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。  
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 目次

■株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
■事業報告	19
■連結計算書類	46
■計算書類	48
■監査報告書	50
●株主総会会場ご案内図	

証券コード 6406  
2021年5月31日

株 主 各 位

滋賀県彦根市宮田町591番地1  
**フジテック株式会社**  
代表取締役社長 内山高一

## 第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様におかれましては、インターネット等または書面（郵送）により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」（6頁～18頁）をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3頁）をご高覧のうえ、2021年6月21日（月曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時

2. 場 所 滋賀県彦根市宮田町591番地1  
当社 本店ビッグウイングホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬  
決定の件

#### 4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitec.co.jp/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております事業報告は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告の一部であり、また、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主様でない代理人および同伴者等、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご留意ください。
  - ◎新型コロナウイルス感染防止のため、当社役員および運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。ご来場される株主の皆様におかれましても、マスク着用をお願いするとともに、ご入場の際にアルコール消毒液による手指の消毒および検温を実施させていただきます。咳や発熱など体調がすぐれない株主様にはご入場をお控えいただく場合がございますので、予めご了承ください。
  - ◎当日はクールビズ（軽装）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitec.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。

# 議決権行使 についてのご案内

6頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前行使の場合

### パソコン等によるご行使

#### 行使期限

2021年6月21日(月曜日)  
午後5時行使分まで

(プレミアム優待倶楽部)

<https://fujitec.premium-yutaiclub.jp/>

(議決権行使ウェブサイト)

<https://www.web54.net>

から議案に対する賛否をご登録ください。  
なお、プレミアム優待倶楽部で行使いただくと300ポイントを進呈いたします。  
詳細につきましては4～5頁をご覧ください。

### 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

2021年6月21日(月曜日)  
午後5時行使分まで



議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
詳細につきましては5頁をご覧ください。

### 郵送書面による議決権行使

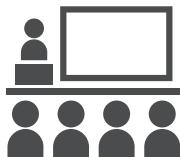
#### 行使期限

2021年6月21日(月曜日)  
午後5時到着分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

## 当日ご出席の場合



### 株主総会開催日時

2021年6月22日(火曜日)  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご不明な点につきましては、

以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## パソコン等によるご行使(プレミアム優待倶楽部)

### ①会員登録

以下のURLから「プレミアム優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力の上、会員登録をお願いいたします。

URL : <https://fujitec.premium-yutaiclub.jp/>



#### 【新規会員登録に必要なユーザー情報】

##### ■株主番号

株主様ご自身の株主番号(数字9桁)をご入力ください。

※議決権行使書用紙の中央上部に記載されています。

##### ■郵便番号

株主様ご自身の郵便番号(数字7桁)をご入力ください。

※2021年3月31日現在でご登録されている郵便番号をご入力ください。

仮登録完了メールが届きますので、本登録を完了してください。

#### 【プレミアム優待倶楽部に関するお問い合わせ】

問合せ先：0120-302-716

→3番を押してオペレーター接続

通話無料/受付時間 9:00~17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

### ②ログイン&議決権行使



#### STEP 1

「株主ポスト」ページへアクセスし、「第74期定時株主総会招集ご通知」をクリックしてください。



#### STEP 2

「第74期定時株主総会招集ご通知」から「議決権行使」ページにお進みください。

#### STEP 3

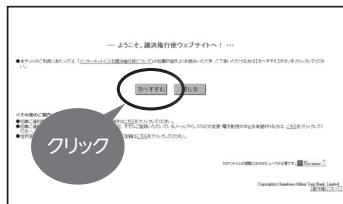
賛否を選択してください。



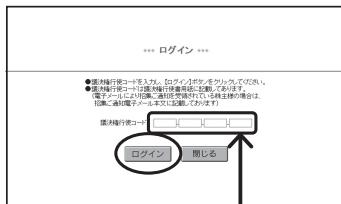
## パソコン等によるご行使(議決権行使ウェブサイト)

### ① 議決権行使ウェブサイト にアクセス

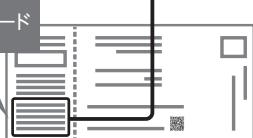
<https://www.web54.net>



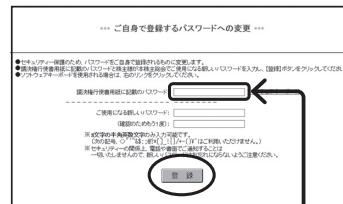
### ② 「議決権行使コード」を入力 同封の議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」をご入力ください。



議決権行使コード



### ③ パスワードを入力 同封の議決権行使書用紙に記載の 「パスワード」をご入力ください。



パスワード



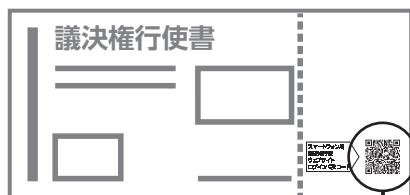
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## 「スマート行使」によるご行使

### ① スマートフォン用議決権行使ウェブ サイトにアクセス



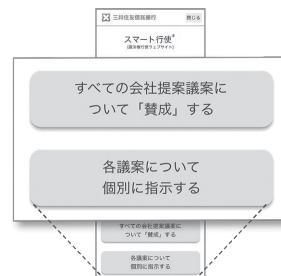
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### ② 議決権行使ウェブサイトを開く 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが上記の「パソコン等によるご行使」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は利益配分に関して、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題と捉えつつ、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保とのバランスを考慮した適切な配分を行うことを基本方針としています。

期末配当金につきましては、当事業年度の連結業績を勘案し、1株当たり40円とさせていただきますと存じます。これにより、年間配当金は、中間配当金1株当たり20円と合わせ、1株当たり60円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円      総額3,260,119,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月23日（水曜日）

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

### (ご参考) 取締役の構成[2021年6月22日以降の予定]

取締役候補者の企業経営の経験および知見等は以下のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	企業経営の経験および知見等（要点）					
			企業経営		知見等			
			国内事業	グローバル事業	経済政策	財務・会計	企業法務	I R
1	うちやま たか かず 内山 高一 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役 執行役員社長	●	●				●
2	おかだ たか お 岡田 隆夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役 執行役員副社長 指名・報酬諮問委員会委員	●	●				●
3	あさの たか し 浅野 隆史 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 専務執行役員	●	●				●
4	つちはた まさ し 土畑 雅志 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	取締役 専務執行役員	●	●		●		●
5	すぎた のぶ き 杉田 伸樹 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外 独立</span>	取締役 指名・報酬諮問委員会委員長			●			
6	やまぞえ しげる 山添 茂 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外 独立</span>	取締役 指名・報酬諮問委員会委員	●	●		●		
7	えんどう くに お 遠藤 邦夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外 独立</span>	取締役	●	●		●		
8	やまひら けい こ 山平 恵子 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外 独立</span>	取締役	●					●
9	いんどう ま み 引頭 麻実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外 独立</span>	取締役	●		●	●	●	●

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	うち やま たか かず 内 山 高 一 (1951年7月16日生)	1976年4月 当社入社 1978年12月 当社取締役 1981年12月 当社常務取締役 1989年11月 当社専務取締役 1992年6月 当社代表取締役副社長 2000年6月 当社代表取締役会長 2002年6月 当社代表取締役社長、現在に至る 2005年7月 当社執行役員社長、現在に至る 2010年4月 当社グローバル事業本部長、現在に至る 2016年4月 当社東アジア担当 2016年10月 当社国内事業本部長 2019年4月 当社北米担当兼務、現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	331,970株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の米州等子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 内山高一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	おか だ たか お <b>岡 田 隆 夫</b> (1954年2月4日生)	1976年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2009年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社専務執行役員 当社国内事業本部副事業本部長 2012年6月 当社取締役、現在に至る 2015年1月 当社グローバルオペレーション本 部副本部長 2015年10月 当社中国担当 2016年4月 当社子会社富士達電梯配件（上海） 有限公司総経理兼務 2016年4月 当社グローバル事業本部副事業本 部長、現在に至る 当社グローバルオペレーション本部長 2020年4月 当社執行役員副社長、現在に至る 当社国内事業本部長 2021年4月 当社東アジア担当兼務、現在に至る	23,779株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の東アジア子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができると判断しています。			
(注) 岡田隆夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	あさ の たか し 浅野 隆史 (1954年3月11日生)	1977年4月 当社入社 2012年4月 当社執行役員、当社子会社 フジテック アメリカ INC.副社長 2012年10月 当社商品開発本部長 2013年4月 当社常務執行役員 2013年10月 当社子会社上海富士達電梯研 発有限公司総経理 2017年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2017年6月 当社取締役、現在に至る 2020年7月 当社総合企画本部長 2021年4月 当社技術本部長、現在に至る	9,411株
【取締役候補者とした理由】 当社の米州、東アジア子会社の経営のほか、日本国内外商品開発の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 浅野隆史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	※ つち はた まさ し 土畑 雅志 (1960年7月31日生)	1984年3月 金沢大学工学部卒業 1984年4月 当社入社 2013年4月 当社執行役員、当社子会社 フジテック アメリカ INC.副社長 2017年4月 当社常務執行役員 2017年7月 当社南アジア副地域担当 2018年4月 当社南アジア担当 当社子会社フジテック シンガポール CORPN. LTD.社長 2020年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2021年4月 当社財務本部長兼総合企画本部担当、 現在に至る	4,340株
【取締役候補者とした理由】 当社の国内の主要生産拠点での事業経営のほか、米州、南アジア子会社の経営などの経験を経て培われた豊富な経験を活かして、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 土畑雅志氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	すぎ た のぶ き 杉 田 伸 樹 (1954年8月9日生)	1977年4月 経済企画庁採用（総合計画局 計画課） 1995年6月 経済企画庁長官官房企画課 広報室長 2001年7月 岐阜県理事（岐阜県産業経済振興 センター理事長） 2005年8月 外務省大臣官房審議官（経済協力 局担当、国際協力局担当） 2009年8月 名古屋大学経済学部教授 2012年9月 国土交通省政策統括官（政策評価、 物流政策担当） 2013年6月 内閣府経済社会総合研究所長 2014年4月 法政大学政策創造研究科教授 2015年4月 立命館大学経済学部教授 2017年6月 当社取締役、現在に至る 2020年4月 立命館大学経済学部特別任用教授、 現在に至る (重要な兼職の状況) 立命館大学経済学部 特別任用教授	1,470株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 長年にわたって、経済学等の大学教授、経済関連省庁等の要職を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけることを期待しております。なお、杉田伸樹氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。			
(注) 1. 杉田伸樹氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。 3. 同氏は、学校法人立命館が運営する立命館大学の教授であり、同法人および同法人が単独で出資する事業会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第74期事業年度における同法人および同社向け売上高は2百万円であります。 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p style="text-align: center;">やま ぞえ しげる 山 添 茂 (1955年8月11日生)</p>	<p>1978年4月 丸紅株式会社入社 2006年4月 同社執行役員 2009年4月 同社常務執行役員 2010年6月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 同社取締役専務執行役員 2015年4月 同社取締役副社長執行役員 2018年4月 同社取締役副会長 2018年6月 同社副会長 2018年6月 当社取締役、現在に至る 2019年4月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社(現MCPパートナーズ株式会社)社外監査役、現在に至る 2020年4月 丸紅パワー&amp;インフラシステムズ株式会社会長、現在に至る 2020年8月 ビーウィズ株式会社社外取締役監査等委員、現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) MCPパートナーズ株式会社 社外監査役 丸紅パワー&amp;インフラシステムズ株式会社 会長 ビーウィズ株式会社 社外取締役監査等委員</p>	2,105株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 長年にわたって、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に携わられ、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけることを期待しております。</p>			
<p>(注) 1. 山添茂氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。 3. 同氏は、丸紅パワー&amp;インフラシステムズ株式会社の会長であり、同社の親会社である丸紅株式会社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借等の取引関係があり、当社第74期事業年度における当該子会社向け売上高は1百万円であり、当該子会社向け支払高は66百万円であります。また、同氏は、ビーウィズ株式会社の社外取締役監査等委員であり、同社の親会社である株式会社パソナグループの重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および人材紹介に関する取引関係があり、当社第74期事業年度における当該子会社向け売上高は4百万円であり、当該子会社向け支払高は14百万円であります。 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	えん どう くに お 遠藤 邦夫 (1957年8月23日生)	1981年4月 本田技研工業株式会社入社 2006年4月 同社事業管理本部財務部長 2007年4月 同社事業管理本部経理部長 2010年11月 アメリカンホンダファイナンス・ コーポレーション取締役社長 兼ホンダカナダファイナンス・ インコーポレーテッド取締役社長 2013年6月 本田技研工業株式会社監査役(常勤) 2017年6月 同 退任 2019年6月 当社取締役、現在に至る 2021年2月 米国公認会計士(ワシントン州)登録	583株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたってグローバルに事業展開する企業の財務、経理等の要職ならびに取締役・監査役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけることを期待しております。			
(注) 1. 遠藤邦夫氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。 3. 遠藤邦夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	やま ひら けい こ 山 平 恵 子 (1960年11月30日生)	1983年4月 クボタハウス株式会社(現サンヨーホームズ株式会社)入社 2010年4月 三洋ホームズ株式会社(現サンヨーホームズ株式会社)執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2012年6月 三洋リフォーム株式会社(現サンヨーリフォーム株式会社)取締役兼務 2013年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員兼サンアドバンス株式会社取締役兼サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役 2015年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員 2017年4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長 2019年4月 上新電機株式会社顧問 2019年6月 同社社外取締役、現在に至る 2019年6月 当社取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 上新電機株式会社 社外取締役	233株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>			
長年にわたって建設関連事業企業の執行役員、取締役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけることを期待しております。			
(注) 1. 山平恵子氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。 3. 同氏は、上新電機株式会社の社外取締役であり、当社は同社の株式24千株を所有しています。また、同社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および事務用品購入等の取引関係があり、当社第74期事業年度における同社向け売上高は117百万円であり、同社向け支払高は1百万円未満であります。 4. 同氏は、2021年6月開催予定の株式会社タカラレーベン定時株主総会にて、社外取締役に就任予定であります。 5. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	※ いん どう ま み 引 頭 麻 実 (1962年11月6日生)	1985年3月 一橋大学法学部卒業 1985年4月 大和証券株式会社入社 2009年4月 株式会社大和総研執行役員コンサル ルティング本部長 2010年8月 同社執行役員第一コンサルティ ング本部長 2013年4月 同社常務執行役員調査本部副本部長 2016年4月 同社専務理事 2016年12月 証券取引等監視委員会委員 2020年6月 東京瓦斯株式会社社外取締役、現 在に至る 2020年6月 味の素株式会社社外監査役、現在 に至る 2020年6月 AIGジャパン・ホールディングス 株式会社社外監査役、現在に至る (重要な兼職の状況) 東京瓦斯株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外監査役 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 社外監査役	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 長年にわたって金融分野におけるアナリスト、コンサルティング業務等企業経営に関わる要職を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただけることを期待しております。			
(注) 1. 引頭麻実氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏は、東京瓦斯株式会社の社外取締役であり、同社との間には、当社営業拠点等へのガス供給に関する取引関係があり、当社第74期事業年度における同社向け支払高は1百万円未満であります。また、同氏は、味の素株式会社の社外監査役であり、同社の重要な子会社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注に関する取引関係があり、当社第74期事業年度における当該子会社向け売上高は1百万円であります。また、同氏は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社の社外監査役であり、同社の重要な子会社との間には、海外旅行保険および会社役員賠償責任保険等の取引関係があり、当社第74期事業年度における当該子会社向け支払高は24百万円であります。 3. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、独立役員となります。			

(注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数には、2021年3月31日現在の当社役員持株会もしくは社員持株会における本人の持分が含まれています。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社および当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の賠償金額、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額当社が負担しています。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないために、当該保険契約には一定の免責額を設け、当該免責額に至らない損害については填補の対象としないこととし、また、犯罪その他の法令違反等に起因する損害にあつては保険金が支払われないことなど一定の免責事由の定めを設けています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. ※印は新任候補者であります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において、年額5億円以内にご承認いただいております。また、2013年6月25日開催の第66期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとして年額1億円以内で新株予約権を発行することにつきご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案につきご承認をいただいた場合、既に付与済みのものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、以降、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当

てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、当該方針の内容は、当社の第74期事業報告(後記38頁~39頁)をご参照ください。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から40年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

#### (2)退任時等の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めた地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。その他、本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合も、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、上記(1)の定めにかかわらず、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必

要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### (ご参考)

当社は、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

##### ① 経営環境と事業展開

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響が続きましたが、年度後半より持ち直しの動きが見られました。中国では、コロナ抑制策により景気回復が進み、中国以外のアジアの国・地域でも、景気持ち直しの動きが続きしました。米国では、経済対策や金融緩和策により、回復基調が強まりました。日本では、感染再拡大により緊急事態宣言が再発令されるなど厳しい状況が続きますが、製造業を中心に緩やかに回復しました。

昇降機業界におきましては、新設工事の需要は、中国では台数ベースで微増となりましたが、その他のアジアの国・地域や北米では、新型コロナ禍の影響により、大きく減少しました。一方で、昇降機の整備・維持を行う保守事業は、各国・地域ともに社会インフラとして、感染症の影響は限定的となりました。

このような状況のもと、当社グループは、お客さまや関係先、従業員の“安全・安心”の確保を最優先に新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みました。各国の感染状況や政府の施策に従い、在宅勤務、フルフレックスタイム制度などを活用し、3密を回避する行動を徹底いたしました。事業面では社会基盤である保守事業の安全で確実な提供を継続しつつ、新標準型エレベータ「エクシオール」の拡販に努め、エレベータをタッチレスで操作できる「エアータップ」をはじめとする「新しい生活様式」に対応した商品化を新設・既設ともに拡充しました。また、当社の最新技術をお客さまに発信する情報拠点「Creative Studio」をビッグウィング（滋賀県彦根市）、東京本社、ビッグステップ（兵庫県豊岡市）にオープンしました。これらの拠点で当社の最新技術をお客さまに体験いただくことで、お客さまとの信頼関係を深め、ブランド力の向上を図っています。

以上の環境の中で、当社グループの当連結会計年度の経営成績の状況は、以下の通りとなりました。

当連結会計年度の国内市場は、新設事業では、新型コロナ禍による影響でマンションやホテルなどを中心に需要が減少し、新設工事の受注は前期比で減少しました。アフターマーケット事業では、既設昇降機を更新するモダニゼーション工事で官庁向けの受注などが増加したことに加えて、昇降機の整備・維持を行う保守は、お客さまの要望を反映した提案により契約率が向上し、堅調に増加しました。

海外市場では、東アジアの受注は、香港、韓国でモダニゼーション工事が増加しましたが、中国での新設工事の減少が大きく影響しました。南アジアは、シンガポールでの新設工

事やアフターマーケット事業およびインドネシアでの新設工事の増加に対し、インドの新設工事減少により、受注は減少しました。北米・欧州の受注は、米国では大型案件の獲得による新設工事の増加に対し、アフターマーケット事業が大きく減少し、カナダでは新設工事が減少しました。英国では、2020年2月の企業買収による子会社の新規連結加入で増加しました。

以上の結果、国内受注高716億5百万円（前期比1.0%減）、海外受注高1,030億42百万円（同9.6%減、為替の影響を除くと7.3%減）となり、受注高合計は1,746億48百万円（同6.3%減）となりました。

売上高は、国内売上高694億20百万円（前期比4.3%減）、海外売上高1,001億53百万円（同7.9%減、為替の影響を除くと5.5%減）となり、合計で1,695億73百万円（同6.4%減）となりました。

受注残高は、国内受注残高679億54百万円（前連結会計年度末比3.4%増）、海外受注残高1,430億69百万円（同0.7%増、為替の影響を除くと3.3%増）となり、合計で2,110億24百万円（同1.5%増）となりました。

損益面では、営業利益は、日本の増加に対し、北米・欧州の減少により、132億88百万円（前期比0.6%減）、経常利益は、金融収支の収入減により、146億33百万円（同0.3%減）となりました。税金等調整前当期純利益は、補助金収入の増加などで、150億25百万円（同3.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等の増加により、92億87百万円（同6.3%減）となりました。

商品開発では、2020年4月に標準型エレベータ「エクシオール」をフルモデルチェンジし、従来のスタンダードを超える新しい時代のエレベータとして、「エレベータ専用クーラー」やタッチレスで操作できる「エアータップ」など業界初の機能を標準装備しています。さらに、「新しい生活様式」へ対応した、“安全・安心”で快適な当社独自の機能では、エレベータ内の3密を避ける判断の一助となる「混雑度表示」、ウイルスの作用を抑制する空気浄化装置「イオンフル」などの機能をラインアップしました。エスカレータでは、ハンドレールへ紫外線を照射し除菌を行う「ハンドレール除菌装置」を開発しました。これらの衛生的で誰もが心地よく利用できるクリーン機能は、新設だけでなく、既設のエレベータ・エスカレータにも適用可能です。

企業集団の部門別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第74期） (2020年4月から 2021年3月まで)	前連結会計年度（第73期） (2019年4月から 2020年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	174,648	186,320

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第74期） (2020年4月から 2021年3月まで)	前連結会計年度（第73期） (2019年4月から 2020年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	169,573	181,232

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第74期） (2021年3月末現在)	前連結会計年度（第73期） (2020年3月末現在)
昇降機・電気輸送機事業	211,024	207,817

(注) 当社は、単一の「昇降機・電気輸送機事業」を構成し、複数の事業に区分していません。

## 企業集団の国内・海外別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第74期）		前連結会計年度（第73期）	
	(2020年4月から 2021年3月まで)	構 成 比	(2019年4月から 2020年3月まで)	構 成 比
国 内	71,605	41.0%	72,325	38.8%
海 外	103,042	59.0	113,994	61.2
合 計	174,648	100.0	186,320	100.0

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第74期）		前連結会計年度（第73期）	
	(2020年4月から 2021年3月まで)	構 成 比	(2019年4月から 2020年3月まで)	構 成 比
国 内	69,420	40.9%	72,519	40.0%
海 外	100,153	59.1	108,712	60.0
合 計	169,573	100.0	181,232	100.0

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第74期）		前連結会計年度（第73期）	
	(2021年3月末現在)	構 成 比	(2020年3月末現在)	構 成 比
国 内	67,954	32.2%	65,723	31.6%
海 外	143,069	67.8	142,093	68.4
合 計	211,024	100.0	207,817	100.0

## (主な受注物件)

所在地	納入先	概要
中国・四川省	禧瑞光華一期	成都市の住宅施設向けエレベータ113台
中国・広東省	深圳第二児童医院	深圳市の病院施設向けエレベータ・エスカレータ 計67台
中国・遼寧省	瀋陽地下鉄4号線一期	瀋陽市の地下鉄駅向けエスカレータ67台
台湾・台中市	(仮称) 三井ショッピング パークららぽーと台中	台中市街地の大型商業施設向けエレベータ・エスカ レータ 計72台
台湾・桃園市	北台湾郵便作業中心・訓練中心	公営の郵便施設向けエレベータ・エスカレータ 計30台
韓国・ソウル特別市	韓国銀行江南本部	中央銀行の地域本部ビルの既設エレベータ12台の更新工事
インドネシア・ ランブン州	ランブン・ベイ・シティ	バンダールランブン市の商業施設・住宅施設から成る 複合施設向けエレベータ・エスカレータ 計23台
京都市	ヒルトン・ガーデン・イン京都四条烏丸	新ブランドとなるホテル向けエレベータ4台
福岡県・北九州市	(仮称) 八幡東田プロジェクト	スペースワールド跡地の商業施設向け エレベータ ・エスカレータ 計8台

## (主な完成物件)

所在地	納入先	概要
中国・河南省	新蔡如意花園	駐馬店市の住宅施設向けにエレベータ133台を納入
中国・広西チワン自治区	南寧師範大学武鳴校区	南寧市の大学校舎向けにエレベータ32台を納入
フィリピン・マニラ首都圏	81 ニューポート・ブルバード	パサイ市のコンドミニアム向けにエレベータ24台を納入
ベトナム・ ハイフォン市	イオンモール・ ハイフォン・レチャン	イオンのベトナム6号店となる大型商業施設向けに エレベータ・エスカレータ・オートウォーク 計53台を納入
米国・ ニューヨーク州	リバーサイド・センター	マンハッタン地区の商業施設・住宅施設から成る 複合施設向けにエレベータ29台を納入
アルゼンチン・ ブエノスアイレス	200 デラ・パオレーラ	カタリーナス地区のオフィスビル向けにエレベータ 12台を納入
東京都	文京GARDEN (ガーデン)	地上40階建ての複合施設向けにエレベータ・ エスカレータ 計18台を納入
横浜市	神奈川大学 みなとみらいキャンパス	みなとみらい地区の新キャンパス向けに エスカレータ12台を納入
大阪市	W Osaka	御堂筋に面した地上27階建てのラグジュアリー ホテル向けにエレベータ10台を納入

## ②企業集団の所在地別セグメント情報

当連結会計年度の所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 上 高			営 業 利 益		
	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比 (%)	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 額
日 本	71,859	74,751	△3.9	5,330	4,891	438
東 ア ジ ア	69,800	74,748	△6.6	5,328	5,297	30
南 ア ジ ア	13,785	16,379	△15.8	2,160	2,135	25
北米・欧州	23,450	25,443	△7.8	502	1,045	△542
小 計	178,895	191,323	△6.5	13,321	13,370	△48
調 整 額	△9,321	△10,091	—	△32	5	△37
合 計	169,573	181,232	△6.4	13,288	13,375	△86

### (日 本)

売上高は、新型コロナ禍の影響により、工事中断・延期や需要の停滞もあり、新設工事およびモダニゼーション工事が減少し、718億59百万円(前期比3.9%減)となりました。営業利益は、アフターマーケット事業で保守が堅調に推移した事に加えて、新設工事では販売価格の改善に努め、53億30百万円(同4億38百万円増)となりました。

### (東アジア)

売上高は、香港での新設工事およびアフターマーケット事業の増加に対し、中国での新設工事および輸出の減少により、698億円(前期比6.6%減、為替の影響を除くと4.3%減)となりました。営業利益は、台湾での新設工事大型案件の進捗による減少も、香港での売上高増加、韓国の輸出採算改善および中国の増加により、53億28百万円(同30百万円増)となりました。

### (南アジア)

売上高は、インドネシア、マレーシア、インドの新設工事が減少したことにより、137億85百万円(前期比15.8%減、為替の影響を除くと12.6%減)となりました。営業利益は、シンガポールでの販売管理費の増加およびインドネシア、マレーシアの新設工事の採算低下に対し、インドでの新設工事の採算が向上したことにより、21億60百万円(同25百万円増)となりました。

### (北米・欧州)

売上高は、英国では新設工事の増加および新規子会社の連結加入により増加しましたが、米国の新設工事およびアフターマーケット事業が大きく減少し、234億50百万円(前期比7.8%減、為替の影響を除くと5.6%減)となりました。営業利益は、米国の売上高減少により、5億2百万円(同5億42百万円減)となりました。

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、総額26億38百万円の設備投資を実施しました。このうち、当社において17億90百万円の設備投資を実施し、また、連結子会社では8億48百万円の設備投資を行いました。

### (3) 対処すべき課題

2019年よりスタートしました3ヵ年の中期経営計画は初年度の2019年度に3年後の主要な数値目標を全て達成した一方で、その翌年は新型コロナウイルス感染症がグローバルで蔓延する厳しい事業環境を余儀なくされ、また、その後のWithコロナ、Afterコロナにおける事業環境は当初の想定と大きく変化することが予想されます。このような状況下において、今後当社が目指すべき方向性を検討し、2020年12月4日に「当社の戦略的方向性について」を発表いたしました。当社はこの「新たな戦略的方向性」に記載の取組みを確実に実行し、グローバルで、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を継続的に提供し、持続的成長と企業価値向上を目指します。「新たな戦略的方向性」における重点領域は次の3点です。

- アフターマーケット事業への注力 : 不透明な経済環境の下、アフターマーケット事業へ注力
- 成長市場での事業拡大 : 新設事業の成長が期待される中国・南アジア市場で事業拡大
- 収益力向上 : 業務革新・自動化推進等による収益力の向上

- アフターマーケット事業への注力では、モダニゼーション事業の拡大と保守事業の拡大に取り組みます。

モダニゼーション事業は、開発・生産・販売・グローバル連携による以下の取組みにより拡大を図ります。

- ・モダニゼーションに特化した機器の開発
- ・対象機器を選ばないモダニゼーションパッケージ商品の市場投入
- ・グローバル生産・調達を活用したコスト競争力の向上

保守事業は、以下のようなスマートメンテナンスの推進とグローバル展開により拡大を目指します。

- ・地図データと連携した保守情報管理システムの機能向上
- ・ビッグデータ解析とAI活用による保守効率の向上
- ・IoTを用いた自動診断の高度化と次世代リモートメンテナンスの実現

- 成長市場での事業拡大では、中国市場と南アジア市場へ注力します。

中国市場では、販売体制強化とコストダウンによる継続的な成長を目指し、以下に取り組みます。

- ・機種統合と生産自動化によるコストダウン推進
- ・販売体制強化による新設事業拡大とアフターマーケット事業強化
- ・生産調達体制の拡充

南アジア市場では、以下の取組みによりインドおよびメコン地域の成長市場での事業拡大を図ります。

- ・インドを生産供給拠点としたグローバル標準機種の拡販
- ・シンガポールを軸とした事業体制強化と拠点網拡充
- ・インド市場に特化した戦略商品の投入

○収益力の向上では主に設計・調達・生産革新と据付コスト革新により利益率拡大を図ります。

設計・調達・生産革新は、以下の取り組みにより利益率拡大を目指します。

- ・グローバル供給体制の活用
- ・デザインシミュレータ、3D-CAD等を活用した設計・生産の自動化と省人化
- ・カスタム機種設計・生産革新によるコストダウン

据付コスト革新は、以下の据付省力化によるコストダウンを図ります。

- ・据付専用ツールの開発と据付工法の刷新
- ・据付機器のプレアッセンブルによる据付現場の効率化
- ・エキスパート人材育成と据付協力会社との連携強化

更に当社では、指名・報酬諮問委員会の設置によるガバナンスの透明性向上と体制の強化を図ります。また、当社は「美しい都市機能を世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、ESGへも積極的に取り組み、環境負荷低減への取組みを加速し、すべてのステークホルダーの皆様と共に価値創造を継続してまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、依然として、その収束時期は不透明であり、経済活動の停滞から昇降機市場の先行きも予断を許さない環境にあります。このような状況の中、今回発表をいたしました「新たな戦略的方向性」を確実に実行し、企業価値の向上に努めてまいります。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	第71期	第72期	第73期	第74期
		(2017年4月から 2018年3月まで)	(2018年4月から 2019年3月まで)	(2019年4月から 2020年3月まで)	(当連結会計年度 (2020年4月から 2021年3月まで)
受 注 高 (百万円)		182,023	179,007	186,320	174,648
売 上 高 (百万円)		168,795	170,759	181,232	169,573
経 常 利 益 (百万円)		11,911	11,922	14,682	14,633
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		8,857	9,220	9,916	9,287
1株当たり当期純利益 (円)		109.82	114.14	122.46	114.52
総 資 産 (百万円)		182,503	184,690	193,581	205,196
純 資 産 (百万円)		111,822	113,923	118,714	125,264
1株当たり純資産額 (円)		1,243.46	1,271.28	1,318.59	1,385.45

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しています。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。なお、第71期、第72期および第73期の自己株式数には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する株式を、第74期の自己株式数には、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) として保有する株式を含めています。
2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。
- 第71期…売上高は国内売上高が前期比3.4%の増加に対し、海外売上高が同0.8%減少した結果、前期に比べ0.8%の増収となりました。  
利益面につきましては、東アジアでの減益により、前期に比べ減益となりました。
- 第72期…売上高は国内売上高が前期比6.3%の増加に対し、海外売上高が同2.1%減少した結果、前期に比べ1.2%の増収となりました。  
利益面につきましては、日本での減益により、前期に比べ微増にとどまりました。
- 第73期…売上高は国内売上高が前期比5.0%の増加、海外売上高が6.9%増加した結果、前期に比べ6.1%の増収となりました。  
利益面につきましては、東アジアでの増益により、前期に比べ増益となりました。
- 第74期…前記の「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジテック アメリカ INC.	15,000千米ドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック カナダ INC.	18,000千カナダドル	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック (HK) CO., LTD.	24,300千ホンコンドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
華昇富士達電梯有限公司	708,040千人民元	60.00%	〃
上海華昇富士達扶梯有限公司	106,760千人民元	60.00% (60.00%)	〃
富士達電梯配件（上海）有限公司	389,124千人民元	100.00%	昇降機等の機器の製造
富士達股份有限公司	300,000千ニュータイワンドル	74.83%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック コリア CO., LTD.	27,220,000千ウォン	100.00%	〃
フジテック シンガポール CORPN. LTD.	5,290千シンガポールドル	83.86%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック インディア PRIVATE LTD.	3,310,200千インドルピー	97.01% (15.56%)	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック UK LTD.	12,516千スターリングポンド	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理

(注) 「当社の出資比率」の欄の( )内は間接所有割合を内書きで記載しています。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および関係会社34社（うち、連結子会社19社）により構成され、エレベータ、エスカレータならびに動く歩道の専門メーカーとして製造、販売、据付、保守、修理の一貫した事業をグローバルに展開しています。

日本国内では当社が2つの生産拠点を有し、また、グローバル市場ではグループ法人等が北米、東アジア、南アジアに8の生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータ等を生産しています。また、日本および海外全グループ法人等の営業拠点において、これら製品の販売、据付、保守、修理の事業活動を営んでいます。

## (7) 主要な営業所および工場

当 社	本 社	滋賀県彦根市宮田町591番地1
	東 京 本 社	東京都港区白金一丁目17番3号
	営 業 拠 点	首都圏統括本部（東京都港区） 近畿統括本部（大阪府茨木市） 北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、北関東支店（さいたま市）、東関東支店（千葉市）、北信越支店（金沢市）、横浜支店（横浜市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、京滋支店（京都市）、神戸支店（神戸市）、広島支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市） 他全国営業所・サービスセンター、セーフネットセンター
	生 産 拠 点	ビッグウィング製作所（滋賀県彦根市） ビッグステップ製作所（兵庫県豊岡市）
	研究開発拠点等	商品開発センター（滋賀県彦根市） 人材開発センター（大阪府茨木市）
子 会 社	海外生産拠点	フジテック アメリカ INC. (米国) フジテック インディア PRIVATE LTD. (インド) フジテック (HK) CO., LTD. (香港) 富士達股份有限公司 (台湾) フジテック コリア CO., LTD. (韓国) 華昇富士達電梯有限公司 (中国) 上海華昇富士達扶梯有限公司 (中国) 富士達電梯配件 (上海) 有限公司 (中国)
	海外営業拠点	フジテック シンガポール CORPN. LTD. (シンガポール) フジテック カナダ INC. (カナダ) フジテック UK LTD. (英国) 他18拠点
	研究開発拠点	上海富士達電梯研発有限公司 (中国)

(注) 当社は、2021年4月1日付で広島支店を中四国支店に、四国支店を四国営業所にそれぞれ名称変更しました。

**(8) 従業員の状況**

## ①企業集団の状況

従業員数	前期末比
10,423名	131名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

## ②当社の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
3,087名	47名増	41.2才	18.1年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

**(9) 主要な借入先の状況**

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,149百万円
株式会社りそな銀行	1,008百万円

(注) 株式会社りそな銀行からの借入残高には、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) による借入金が含まれています。

## 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	300,000,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式3,797,010株を除く）	81,502,990株
(3) 株主数	4,045名
(4) 大株主（上位10位）	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,645	8.15
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	5,043	6.19
株式会社りそな銀行	4,051	4.97
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	3,991	4.90
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルク エスエイ 381572	3,859	4.74
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	3,239	3.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,708	3.32
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	2,525	3.10
株式会社みずほ銀行	1,989	2.44
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,767	2.17

- (注) 1. 当社は、自己株式3,797,010株を保有していますが、上記大株主から除いています。また、上表の「持株比率」は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合を記載しています。なお、自己株式には信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）として保有する株式数362,000株は含めていません。
2. 次のとおり金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出による株式保有の報告がなされていますが、当期末現在における実質所有株式数を確認することができないため、上表に記載していません。

保 有 者	保有株券等の数 および保有割合	報告義務発生日 (報告日)
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	7,350千株 8.16%	2020年11月30日 (2020年12月7日)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	5,062千株 5.62%	2020年11月30日 (2020年12月4日)
日興アセットマネジメント株式会社	984千株 1.09%	
三井住友信託銀行株式会社	165千株 0.18%	
株式会社三菱UFJ銀行	1,663千株 1.77%	2018年4月9日 (2018年4月16日)
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,793千株 2.98%	
三菱UFJ国際投信株式会社	326千株 0.35%	
株式会社みずほ銀行	1,989千株 2.21%	2020年10月30日 (2020年11月9日)
アセットマネジメントOne株式会社	2,520千株 2.80%	

### 3. 新株予約権等に関する事項

職務執行の対価として当社役員に交付された当事業年度末日における新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間	新株予約権の 主な行使条件	保有人数 当社取締役 (社外取締役 を除く)
第1回新株予約権 (2013.11.8)	21個	当社普通株式 21,000株	1株当たり 1,016円	1株当たり 1円	2013.11.26 ～ 2043.11.25	(注)	2名
第2回新株予約権 (2014.8.7)	14個	当社普通株式 14,000株	1株当たり 815円	1株当たり 1円	2014.8.26 ～ 2044.8.25	(注)	2名
第3回新株予約権 (2015.8.7)	4個	当社普通株式 4,000株	1株当たり 696円	1株当たり 1円	2015.8.26 ～ 2045.8.25	(注)	2名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から7年間に限り、新株予約権を行使することができます。
2. その他権利行使の条件および細目については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 山 高 一	グローバル事業本部長兼北米担当兼東アジア担当 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長
代表取締役副社長	岡 田 隆 夫	国内事業本部長兼グローバル事業本部副事業本部長兼グ ローバルオペレーション本部長兼中国担当
取 締 役	加 藤 義 一	財務本部長
取 締 役	浅 野 隆 史	総合企画本部長兼商品開発本部長兼上海富士達電梯研 発有限公司総経理
取 締 役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役
取 締 役	杉 田 伸 樹	立命館大学経済学部 特別任用教授
取 締 役	山 添 茂	丸紅パワー&インフラシステムズ株式会社 会長 MCPパートナーズ株式会社 社外監査役 ビーウィズ株式会社 社外取締役監査等委員
取 締 役	遠 藤 邦 夫	上新電機株式会社 社外取締役
取 締 役	山 平 恵 子	
常 勤 監 査 役	石 川 賢 一	
常 勤 監 査 役	宇 都 宮 靖 雄	
監 査 役	池 田 辰 夫	北浜法律事務所 オブカウンセル
監 査 役	平 光 聡	税理士法人T A S 代表社員 株式会社あらた 社外監査役

- (注) 1. 取締役 佐伯照道、杉田伸樹、山添茂、遠藤邦夫、山平恵子の各氏は、会社法に定める社外取締役であり、また、監査役 石川賢一、池田辰夫、平光聡の各氏は、会社法に定める社外監査役であります。なお、佐伯照道、杉田伸樹、山添茂、遠藤邦夫、山平恵子、石川賢一、池田辰夫、平光聡の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（※）として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 当事業年度における異動は、次の通りです。  
 (就任) 監査役 宇都宮靖雄氏は、2020年6月23日開催の第73期定時株主総会において選任され、就任しました。  
 (退任) 監査役 井上治男氏は、2020年6月23日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
3. 取締役 佐伯照道氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第74期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は1百万円未満であります。また、同氏は、岩井コスモホールディングス株式会社の社外取締役ですが、同社と当社との間には、特別の関係はありません。また、同氏は、ワタベウェディング株式会社の社外監査役であり、同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第74期事業年度における当該子会社向け売上高は4百万円であります。
4. 取締役 杉田伸樹氏は、学校法人立命館が運営する立命館大学の特別任用教授であり、同法人および

同法人が単独で出資する事業会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第74期事業年度における同法人および同社向け売上高は2百万円であります。

5. 取締役 山添茂氏は、丸紅パワー&インフラシステムズ株式会社の会長であり、同社の親会社である丸紅株式会社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借等の取引関係があり、当社第74期事業年度における当該子会社向け売上高は1百万円であり、当該子会社向け支払高は66百万円であります。また、同氏は、MCPパートナーズ株式会社の社外監査役ですが、同社と当社との間には、特別の関係はありません。また、同氏は、ピーウィズ株式会社の社外取締役監査等委員であり、同社の親会社である株式会社パソナグループの重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および人材紹介に関する取引関係があり、当社第74期事業年度における当該子会社向け売上高は4百万円であり、当該子会社向け支払高は14百万円であります。
6. 取締役 遠藤邦夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 取締役 山平恵子氏は、上新電機株式会社の社外取締役であり、当社は同社の株式24千株を所有しています。また、同社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および事務用品購入等の取引関係があり、当社第74期事業年度における同社向け売上高は117百万円であり、同社向け支払高は1百万円未満であります。
8. 監査役 石川賢一氏は、同氏が勤務されていた株式会社りそな銀行を2014年6月23日に退職されていますが、同行は当社株式4,051千株を所有し、当社は同行の親会社である株式会社りそなホールディングス株式258千株を所有しています。また、同行および同ホールディングスの重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および借入の取引関係があり、当社第74期事業年度における同行および同ホールディングスの重要な子会社向け売上高は65百万円であり、同事業年度末における同行からの借入残高は1,008百万円であります。
9. 監査役 池田辰夫氏は、北浜法律事務所のオブカウンセルであり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第74期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は1百万円未満であります。
10. 監査役 平光聡氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
11. 監査役 石川賢一氏は、長年にわたり金融機関の要職を歴任し、その経験により培われた財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
12. 監査役 宇都宮靖雄氏は、当社の子会社経営のほか、執行役員として総務・人事・法務等経営管理などの経験を重ね、会計を含む企業経営全般に関する相当程度の知見を有しています。
13. 監査役 池田辰夫氏は、大学教授および弁護士、自治体審議会等の要職に携わるなど、豊富な経験と見識を有し、企業法務に精通しており、財務および会計を含む企業経営全般に関する相当程度の知見を有しています。
14. 監査役 平光聡氏は、公認会計士および税理士として企業監査、買収調査等の実務に精通し、会計および税務に関する相当程度の知見を有しています。
15. 当事業年度末日後における取締役の担当および重要な兼職の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
内山高一	グローバル事業本部長兼北米担当 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	グローバル事業本部長兼北米担当兼 東アジア担当 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	2021年4月1日
岡田隆夫	グローバル事業本部副事業本部長兼東 アジア担当	国内事業本部長兼グローバル事業本部 副事業本部長兼グローバルオペレーシ ョン本部長兼中国担当	
加藤義一		財務本部長	
浅野隆史	技術本部長	総合企画本部長兼商品開発本部長兼 上海富士達電梯研発有限公司総経理	

16. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社および当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の賠償金額、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額当社が負担しています。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないために、当該保険契約には一定の免責額を設け、当該免責額に至らない損害については填補の対象としないこととし、また、犯罪その他の法令違反等に起因する損害にあっては保険金が支払われないことなど一定の免責事由の定めを設けています。

(※独立役員選任基準)

当社は、取締役会において独立役員に説明のうえ、その了解、推薦または同意をもって、次のいずれの事項にも該当しない人物を独立役員とし、あるいは、次の(b)から(h)までの事項のいずれかに該当する人物といえども、その人格、識見等に照らして独立役員にふさわしいと判断する理由があるときは、取締役会の決議をもって、その理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立役員とします。

- (a) 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人（あるいは、過去10年間に同役職に就いていた者）
- (b) ①議決権所有割合10%以上の株主または当該株主が法人である場合には当該株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近5年間に同役職に就いていた者）  
②当社が議決権所有割合10%以上の株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
- (c) ①当社の取引において、当社の現事業年度の1年間当たり、当社の連結総売上高の2%以上の当社に対する支払いがある取引先（あるいは、当社の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）  
②当社または当社子会社との取引において、相手方の現事業年度の1年間当たり、当該相手先の連結総売上高の2%以上の当社または当社子会社からの支払いがある取引先（あるいは、当該相手先の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）  
③上記①または②の取引の相手方が会社である場合における当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (d) 当社または当社の子会社から、過去3年間の平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人その他の組織における業務執行に当たる理事、役員、社員または使用人
- (e) 当社または当社の子会社から常勤または非常勤の取締役を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
- (f) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近3年間に同役職に就いていた者）

- (g) ①当社または当社の子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士、税理士、監査法人または税理士法人の社員、パートナーまたは従業員（あるいは、過去の最近3年間に、当該社員等であって監査業務を[補助的関与でなく]実際に担当していた者）  
 ②上記①に該当しない弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社または当社の子会社から、過去最近3年間の平均で年間100万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者  
 ③上記①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社またはその子会社から過去3年間の平均で、その総売上高の2%以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (h) 上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者が配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族である者
- (i) 当社の一般株主全体との間で上記(a)から(h)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

## (2) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼 職 状 況
社外取締役	佐 伯 照 道	重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「(1)取締役および監査役」に記載のとおりであります。
	杉 田 伸 樹	
	山 添 茂	
	山 平 恵 子	
社外監査役	池 田 辰 夫	
	平 光 聡	

### ②会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知る限り、社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者およびその三親等以内の親族であったことはありません。

### ③当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	佐 伯 照 道	当事業年度中に開催の取締役会6回中5回に出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。長年にわたって弁護士として企業法務に携われ、また、社外役員を歴任され、培われた知見を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただいております。
	杉 田 伸 樹	当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。長年にわたって、経済学等の大学教授、経済関連省庁等の要職を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただいております。
	山 添 茂	当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。長年にわたって、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に携われ、培われた豊富な知見を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただいております。
	遠 藤 邦 夫	当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。長年にわたってグローバルに事業展開する企業の財務、経理等の要職ならびに取締役・監査役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただいております。
	山 平 恵 子	当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。長年にわたって建設関連事業企業の執行役員、取締役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただいております。
社外監査役	石 川 賢 一	当事業年度中に開催の取締役会6回および監査役会8回の全てに出席し、財務、会計に関する経験と知識に基づき積極的に発言を行っています。
	池 田 辰 夫	当事業年度中に開催の取締役会6回および監査役会8回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。
	平 光 聡	当事業年度中に開催の取締役会6回および監査役会8回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。

### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### ①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役が年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まない。）、監査役が年額60百万円以内と決議されています。当該定時株主総会決議時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）、監査役の員数は3名です。また、取締役（社外取締役を除く。）については、2013年6月25日開催の第66期定時株主総会の決議により、株式報酬型ストックオプションとして年額100百万円以内で新株予約権を発行することが決議されています。当該定時株主総会決議時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

#### ②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を高めることを基本方針として、取締役の報酬等に関する制度の決定方針、株主総会の付議内容等について、独立社外取締役が過半数を占める取締役会にて決議しています。当該決定方針の概要は、以下のとおりです。

- (i)業績連動報酬（賞与および株式報酬型ストックオプション）と業績連動報酬以外の報酬（基本報酬）にあっては、おおよそ1：2の割合を目途として配分します。
- (ii)月例固定の金銭報酬として、他社例等を参酌するとともに、各取締役の担当職務の職責、活動内容等を勘案して、各取締役の支給する基本報酬を算定します。
- (iii)業績連動報酬として、短・中期的な業績向上意欲を高めるために、前事業年度の営業利益を業績指標として、当事業年度終了後4ヶ月以内に支給する賞与について、その達成度に応じて前事業年度の額を加減算するよう勘案するほか、各取締役の担当職務の活動内容、業績への貢献度等に応じて個人別の支給額を決定するものとし、当事業年度の営業利益の目標を超える業績に達した場合にあっては、取締役会の決議による発行価額、時期および条件により株式報酬としてストックオプションを付与します。

なお、2013年度から2020年度（当事業年度）の業績連動型報酬の対象となる取締役の員数および報酬等の総額、および、その指標となる前事業年度の営業利益の目標および実績は、下表のとおりです。

営業利益（百万円）			業績連動型報酬の対象となる取締役の員数（名）		業績連動型報酬の対象となる取締役の報酬等の総額（百万円）				
事業年度	目標	実績	達成度	事業年度	員数	基本報酬	賞与	ストックオプション	計
2019年度（第73期）	5,200	4,891	94.1%	2020年度（第74期）	4	150	69	－	219
2018年度（第72期）	5,800	5,206	89.8%	2019年度（第73期）	4	163	67	－	231
2017年度（第71期）	5,700	5,728	100.5%	2018年度（第72期）	4	156	67	－	224
2016年度（第70期）	5,200	5,445	104.7%	2017年度（第71期）	5	144	67	－	212
2015年度（第69期）	5,400	5,199	96.3%	2016年度（第70期）	4	130	73	－	204
2014年度（第68期）	4,800	5,149	107.3%	2015年度（第69期）	4	142	81	4	229
2013年度（第67期）	3,600	4,605	127.9%	2014年度（第68期）	4	142	73	19	235
2012年度（第66期）	2,500	3,447	137.9%	2013年度（第67期）	4	145	55	36	236

なお、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月22日開催の当社第74期株主総会において、当社取締役（ただし、社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬の額および付与株式数を年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）および年200,000株以内とする議案を上程しており、この議案にご承認いただいた場合、当該各取締役の担当職務の活動内容、業績への貢献度等に応じて当該譲渡制限付株式報酬を付与するものとし、また、（既に付与済みのものを除き）取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止します。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

また、上記の取締役の個人別の報酬等の内容等にあつては、独立社外取締役が過半数を占める取締役会にて審議し、また、2021年2月より、指名・報酬諮問委員会が決定方針の整合性を含め総合的に検討のうえ、その答申内容を尊重して決定したものであり、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

### ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の基本報酬および賞与の額について、代表取締役社長が当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の活動内容、担当職務、貢献度等の評価を行うには最適であるため、その決定権限を代表取締役社長の内山高一に委任しています。また、当該評価・決定内容に関し、指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を得て、その妥当性・透明性を確保しています。

## ④取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	基本報酬	賞 与	ストックオプション	合 計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (5)	174 (24)	75 (6)	— (—)	250 (31)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	38 (24)	— (—)	— (—)	38 (24)
合 計	14	213	75	—	288

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与、取締役の職務執行にかかる費用を含んでいません。
2. 監査役の支給人員および基本報酬には、2020年6月23日開催の第73期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名および当該監査役に対して支給した基本報酬の額を含みます。
3. 当事業年度における取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）による新株予約権の発行はありません。
4. 当社は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。
5. 賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。
6. 上記の報酬等のうち、賞与は業績連動報酬等として該当し、ストックオプションは業績連動報酬等と非金銭報酬等の双方に該当します。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料の提出、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法における監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社であるフジテック (HK) CO., LTD.他10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けています。
4. 当社連結子会社であるフジテック シンガポール CORPN. LTD.の子会社3社およびフジテック コリア CO., LTD.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンに対して、監査証明業務に基づく報酬9百万円、非監査業務に基づく報酬1百万円未満を支払っています。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界24の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

### (2) 基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

#### ① 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2020年12月4日に「当社の戦略的方向性について」を発表いたしました。2019年よりスタートしました3ヵ年の中期経営計画“*Innovation, Quality & Speed*”は初年度の2019年に3年後の計画を全て達成できました。一方で、その翌年は新型コロナウイルス感染症がグローバルで蔓延する厳しい事業環境を余儀なくされ、また、その後のWithコロナ、Afterコロナにおける事業環境は当初の想定と大きく変化することが予想されます。このような状況下において、今後当社が目指すべき方向性を検討し、発表をいたしました。当社はこの「新たな戦略的方向性」に記載の取組みを確実に実行し、グローバルで、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を継続的に提供し、持続的成長と企業価値向上を目指します。「新たな戦略的方向性」における重点領域は次の3点です。

- アフターマーケット事業への注力 : 不透明な経済環境の下、アフターマーケット事業へ注力
- 成長市場での事業拡大 : 新設事業の成長が期待される中国・南アジア市場で事業拡大
- 収益力向上 : 業務革新・自動化推進等による収益力の向上

## ② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は2019年6月21日開催の第72期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を更新しています（以下、更新後プランを「本プラン」といいます。）が、当社は、2020年12月4日開催の取締役会において、本プランの有効期限である2022年6月開催の第75期定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの非継続後も、引き続き、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間の確保に努め、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループに対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合などで、本プラン所定の発動要件を満たすときには、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当てを行います。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また当社取締役会は、これに加えて、原則的に、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認いたします。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

なお、詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト

[https://www.fujitec.co.jp/common/fjhp/doc/top/document/irnews/5185/190510\\_当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について.pdf](https://www.fujitec.co.jp/common/fjhp/doc/top/document/irnews/5185/190510_当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について.pdf)に掲載しています。

### (3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

#### ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、2008年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しています。

#### ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすることなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

#### ③株主意思を重視するものであること

当社取締役会は、原則的に、本プランの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付され、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

#### ④独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、対抗措置発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成されます。なお、独立委員会の規定の概要については以下のとおりです。

## 独立委員会の規定の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされ、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

### ⑤合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### ⑥当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しています。したがって、株主の皆様は、毎年を取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっています。

### ⑦デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされ、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

# 連結貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>149,393</b>	<b>流動負債</b>	<b>74,152</b>
現金及び預金	68,348	支払手形及び買掛金	15,026
受取手形及び売掛金	59,022	電子記録債務	4,734
商品及び製品	5,634	短期借入金	2,317
仕掛品	6,278	未払法人税等	3,425
原材料及び貯蔵品	7,333	賞与引当金	3,385
その他	5,150	役員賞与引当金	90
貸倒引当金	△2,375	工事損失引当金	7,761
		完成工事補償引当金	1,482
		その他の引当金	40
		前受金	25,620
		その他	10,268
<b>固定資産</b>	<b>55,803</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,778</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>33,786</b>	長期借入金	809
建物及び構築物	19,627	繰延税金負債	87
機械装置及び運搬器具、器具及び備品	3,682	退職給付に係る負債	4,150
土地	2,346	資産除去債務	23
リース資産	6,911	長期未払金	179
建設仮勘定	539	その他	528
	679	<b>負債合計</b>	<b>79,931</b>
		純資産の部	
<b>無形固定資産</b>	<b>4,680</b>	<b>株主資本</b>	<b>124,318</b>
のれん	1,214	資本金	12,533
その他	3,465	資本剰余金	14,474
		利益剰余金	102,516
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,336</b>	自己株式	△5,206
投資有価証券	8,772	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△11,901</b>
長期貸付金	23	その他有価証券評価差額金	2,681
退職給付に係る資産	790	繰延ヘッジ損益	△27
繰延税金資産	4,374	為替換算調整勘定	△13,913
その他	3,489	退職給付に係る調整累計額	△641
貸倒引当金	△113	<b>新株予約権</b>	<b>35</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>12,812</b>
<b>資産合計</b>	<b>205,196</b>	<b>純資産合計</b>	<b>125,264</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>205,196</b>

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		169,573
売上原価		129,690
売上総利益		39,883
販売費及び一般管理費		26,594
営業利益		13,288
営業外収益		
受取利息	1,154	
受取配当金	193	
受取賃料	126	
雑収入	272	1,746
営業外費用		
支払利息	150	
為替差損	138	
雑損	112	401
経常利益		14,633
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	242	
補助金収入	537	793
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	24	
減損	24	
投資有価証券売却損	59	
関係会社株式評価損	265	
関係会社出資金評価損	12	401
税金等調整前当期純利益		15,025
法人税、住民税及び事業税	5,062	
法人税等調整額	△690	4,372
当期純利益		10,652
非支配株主に帰属する当期純利益		1,365
親会社株主に帰属する当期純利益		9,287



# 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		71,859
売上原価		51,488
売上総利益		20,370
販売費及び一般管理費		15,040
営業利益		5,330
営業外収益		
受取利息	49	
受取配当金	3,036	
為替差益	61	
雑収入	126	3,274
営業外費用		
支払利息	29	
雑損	48	77
経常利益		8,527
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	242	
補助金収入	47	296
特別損失		
固定資産除却損	13	
減損損失	24	
投資有価証券売却損	59	
関係会社株式評価損	267	
関係会社出資金評価損	12	377
税引前当期純利益		8,446
法人税、住民税及び事業税	2,529	
法人税等調整額	△506	2,023
当期純利益		6,423

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

フジテック株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森内茂之 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古田賢司 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジテック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

フジテック株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森内茂之 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古田賢司 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジテック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会は、代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題に関する意見及び情報の交換を行うとともに、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席する三様監査連絡会を定期的に開催し、それぞれの監査状況について報告と情報交換を行い、監査機能の連携に努めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。社外取締役との連携につきましては、定期的な情報交換会をはじめとした日頃の連携に向けた取り組みを行いました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、さらに、内部監査部門から主要な子会社に対する監査の実施状況及び結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、「会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み」（会社法施行規則第118条第3号ロの各取組み）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。  
なお、事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載のとおり、2020年12月4日開催の取締役会において、2022年6月開催の定時株主総会終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を非継続とすることを決議いたしております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

フジテック株式会社	監査役会	
常勤監査役(社外監査役)	石川賢一	Ⓐ
常勤監査役	宇都宮靖雄	Ⓑ
監査役(社外監査役)	池田辰夫	Ⓒ
監査役(社外監査役)	平光聡	Ⓓ

以上

# 株主総会会場ご案内図

開催場所 滋賀県彦根市宮田町 591 番地 1 当社 本店ビッグウィングホール



ビッグウィング

## [送迎バスのご案内]

乗車場所 JR 米原駅東口 ロータリー

発車時刻 午前 9 時・午前 9 時 35 分

お帰りは、ビッグウィングからJR 米原駅  
までお送りいたします。

## [交通のご案内]

JR東海道新幹線・米原駅下車 車で10分  
JR琵琶湖線・彦根駅下車 車で15分  
近江鉄道・フジテック前駅下車 徒歩で7分  
名神高速道路・彦根インターチェンジより  
国道8号線経由15分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮した  
植物油インキを  
使用しています。